

地区民生委員・児童委員協議会活動強化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市が交付する地区民生委員・児童委員協議会活動強化補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 補助金は、民生委員法に定める地区民生委員・児童委員協議会（以下「法定民児協」という。）の機能強化を図り、民生委員・児童委員活動の効果をあげることを目的とする。

(対象)

第3条 補助金の交付の対象は、法定民児協で構成する西宮市民生委員・児童委員会とし、西宮市民生委員・児童委員会の申請により交付する。

(補助事業の対象)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、法定民児協が次に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 社会福祉協議会、ボランティア団体等の連絡協議会の開催に要する経費
- (2) 地域安心拠点づくりの推進に係る支援体制検討委員会の開催に要する経費
- (3) 在宅福祉活動の促進に係る研究協議会の開催に要する経費
- (4) 行政、社会福祉協議会等に対する意見具申検討会の開催に要する経費
- (5) その他法定民協の機能強化に要する経費

(補助率)

第5条 補助金の補助率は定額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金は、市長が予算の範囲内で定めた金額（以下「年額単価」という。）に、法定民児協の数を乗じて得た額。

- 2 年度の途中において法定民児協の数が増加したときは、予算の範囲内において、年額単価を12で除した額に、当該法定民児協の数が増加した日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を追加して支給する。

(交付手続)

第 7 条 補助金の交付については、補助金等の取扱いに関する規則 (昭和 5 8 年西宮市規則第 8 1 号) に定めるところによる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 0 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 2 5 日から適用する。